



# 消費者の部屋通信

(平成29年4月号)

目次	☆ 特別展示の御紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	3
	☆ 1～3月の消費者相談状況(速報)	4
	☆ 相談事例(3月分)	6
	☆ 地方の「消費者の部屋」だより	8



## <特別展示>

創ろう、東北、新時代

～つなげよう次のステージへ～

(3月6日～3月10日開催)



ディスカバー  
農山漁村(むら)の宝



## <特別展示>

日々の食生活と食品新素材

(同時開催：JASが保証するもの

～JASマークをめぐる取組み～)

(3月13日～3月17日開催)

## <特別展示>

ディスカバー農山漁村(むら)の宝

～見つけよう！今、元気なムラの取組～

(3月21日～3月24日開催)

- ◆ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、農林水産省の本省北別館1階で行われる特別展示には、多くの方々に御来場いただいております。

## ☆ 特別展示の御紹介

### ●平成29年3月の開催状況

期 間	特別展示名	入場者数
3月6日～3月10日	創ろう、東北、新時代 ～つなげよう次のステージへ～	1,324人
3月13日～3月17日	日々の食生活と食品新素材（同時開催：JASが保証するもの～JASマークをめぐる取組み～）	1,037人
3月21日～3月24日	ディスカバー農山漁村（むら）の宝 ～見つけよう！今、元気なムラの取組～	461人

※特別展示の開催日以外の期間は、常設展示を開催します。

### ●平成29年4月の特別展示開催はありません

## ◆ テーマ『創ろう、東北、新時代 ～つなげよう次のステージへ～』 ◆

東日本大震災から6年、「復興・創生期間」に入り、新しい東北の姿を創造するステージへと移りました。

本展示では、被災地の生産現場の取り組みや研究成果を紹介するサイエンスカフェの開催、生産現場や行政による復興に向けた取り組みの紹介及び被災地産の農林水産物や食品等の展示・試食・販売を行いました。



被災地産食品について説明を受ける山本農林水産大臣(中央)。



被災地産の農林水産物を多数展示。復興を願う多くの方々に来場いただきました。

## ◆ テーマ『日々の食生活と食品新素材』 ◆

(同時開催：JASが保証するもの～JASマークをめぐる取組み～)』 ◆

日々の生活で摂取する穀類や野菜・果実類及び魚介類には、ポリフェノールやカロテノイド、オリゴ糖、食物繊維、DHA・EPAなど、健康維持に欠かせない様々な有効成分が含まれています。これらの成分を豊富に含む食品新素材にはどのようなものがあるのか、どんな働きがあるのか、どんな食品に利用されているのかを紹介しました。

また、JASマークは農林水産物の品質等を保証するマークであり、消費者が商品を選ぶ際のひとつの目安となります。JAS規格制度について紹介するとともに、JASマーク品を多数展示しました。



市販されているJASマーク付き商品を多数展示。



国産玄米を使用した「こめ胚芽油」で揚げた一口黒糖饅頭の試食を実施。

## ◆ テーマ『農産物・食品の機能性 ～おいしく食べて健康になろう！～』 ◆

ディスカバー農山漁村（むら）の宝は、平成25年12月10日に決定された「農林水産業地域の活力創造プラン」に基づき、農山漁村の地域活性化の優良事例の募集及び表彰を行っています。

今般、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（第3回選定）の募集を行い、平成28年10月17日に選定団体を決定し、同年12月2日にグランプリ及び特別賞を決定したところです。

農山漁村には、様々なアイデアで地域の資源を活かし地域の活性化、所得向上を果たしている取り組みがたくさんあります。地域に元気を与える素晴らしい取り組みとして「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に選定された活動について紹介しました。



「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に選定された活動についてパネルで紹介。



活動によって生まれた商品を多数展示。

## ☆ 学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校生などに対して、農林水産行政などをわかりやすく説明しています。

また、農林水産省に関する、様々な質問にも、わかりやすく説明しています。

多くの児童・生徒の皆さんの訪問をお待ちしております

### お申し込みについて

訪問を希望される場合は、事前にお申し込みが必要です。

担任の先生より、消費者の部屋ホームページ内に掲載されている、申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAX（03-5512-7651）にてご連絡下さい

### ※訪問について基本情報

- ・実施時間：火・水・木の平日1日2回（10:30～、13:30～）  
（上記以外でも、ご相談下さい。ただし、都合により実施できない場合もあります。）

特別展示の案内、説明・質疑等・・・30分、庁舎案内・・・30分

- ・所要時間：1時間程度
- ・受入人数：訪問は20名程度までとします。

上記訪問人数において、未定の場合は空欄で構いません。

### 訪問の様子



記者会見室の見学において、説明を受ける、三重県いなべ市立藤原中学校の生徒達。



消費者の部屋の常設展示において、説明を受ける、新潟県新潟市立上山中学校の生徒達。

### 訪問された生徒さんの感想（抜粋）

☆省内見学や、説明の中で、農林水産省の仕事の一つとして、日本国民の食を通じて、健康・安全の確保の為に取組がある事が分かり勉強になりました。（中学3年男子）

☆農林水産省では、農村地域の活性化に向けて様々な対策を企画・立案する大切な機関だということを学びました。感謝の気持ちがありました。（中学3年女子）

☆一番印象的だったのは、記者会見室の見学です。TVでしか見られなかった農林水産大臣の会見の部屋を実際に入ることができ、壇上に立って記念撮影まで撮影出来たので、とても嬉しかったです。（中学3年男子）

☆特別展示の見学では、農業の分野でも6次産業を通じて女性が活躍していることを知りました。今後の人生の選択の参考になりました。（中学3年女子）

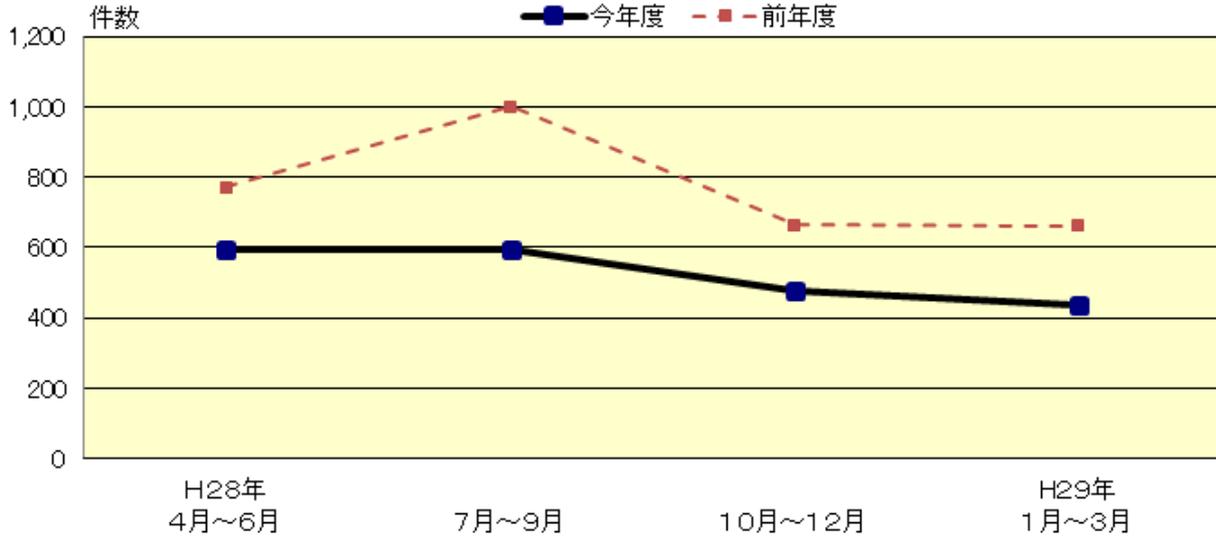
～ 修学旅行や社会科見学などの訪問をお待ちしています ～

☆ 1～3月の消費者相談状況（速報）  
～電話やメールで御相談を受け付けています～



平成29年1月～3の相談件数は、438件（前年同期663件）でした。このうち、問合せは399件、要望・意見は32件、苦情は5件、その他は2件となりました。

図1 四半期別相談件数の推移

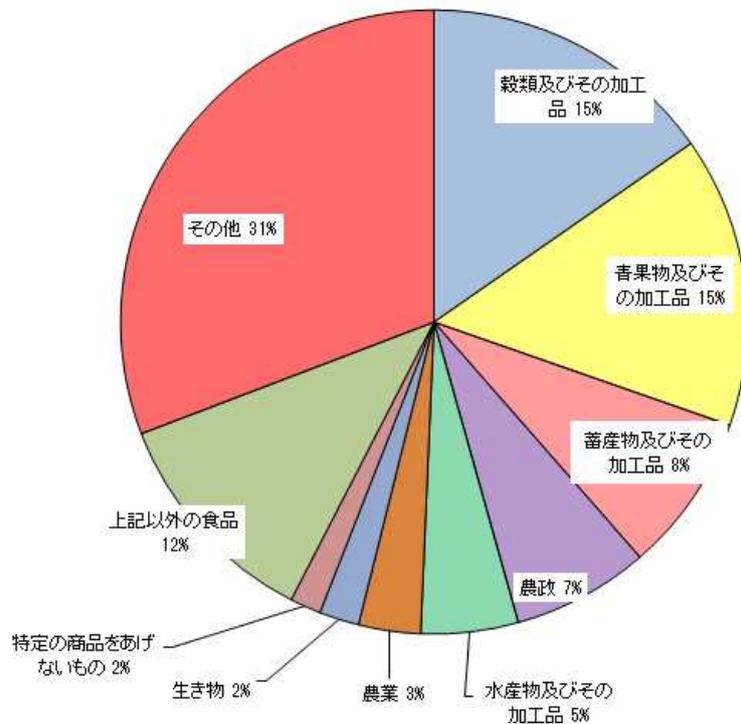


〔品目別相談件数〕

表1 品目別相談件数

	件数
穀類及びその加工品	67
青果物及びその加工品	66
畜産物及びその加工品	36
農政	31
水産物及びその加工品	22
農業	14
生き物	9
特定の商品をあげないもの	7
上記以外の食品	51
その他	135
合計	438

図2 品目別相談比率

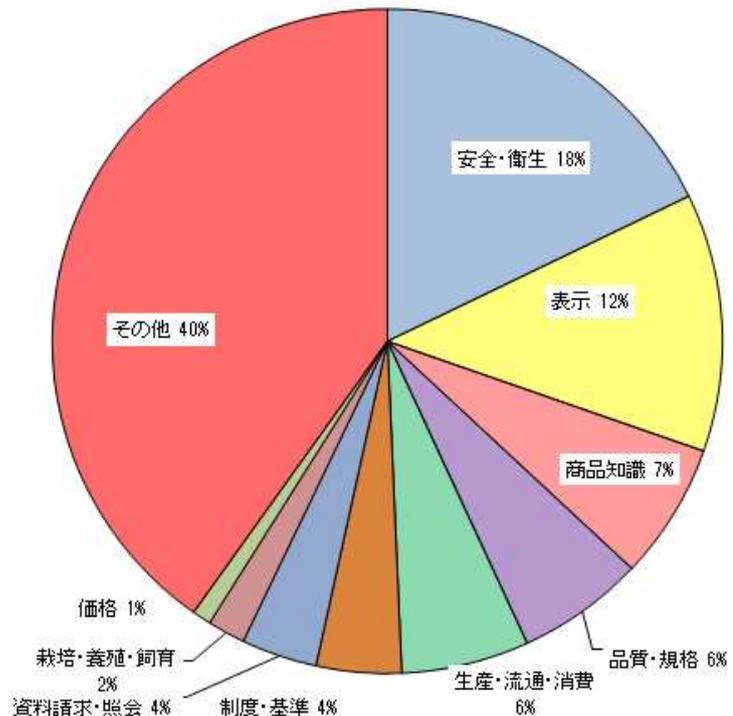


## 〔内容別相談件数〕

表2 内容別相談件数

	件数
安全・衛生	78
表示	55
商品知識	29
品質・規格	27
生産・流通・消費	27
制度・基準	18
資料請求・照会	16
栽培・養殖・飼育	8
価格	4
その他	176
合計	438

図3 内容別相談比率

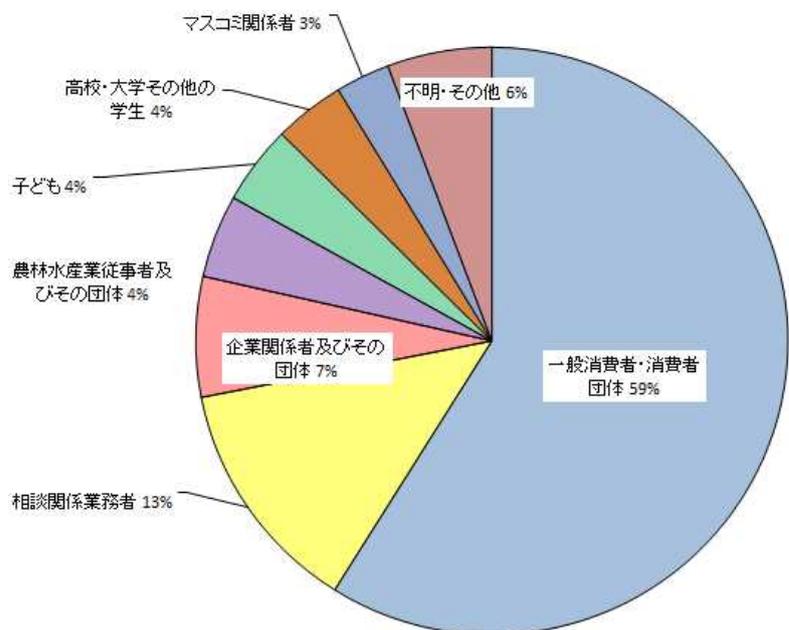


## 〔相談者別件数〕

表3 相談者別相談件数

	件数
一般消費者・消費者団体	258
相談関係業務者	57
企業関係者及びその団体	29
農林水産業従事者及びその団体	20
子ども	19
高校・大学その他学生	17
マスコミ関係者	13
不明・その他	25
合計	438

図4 相談者別相談比率



### ◆ 主な要望・意見

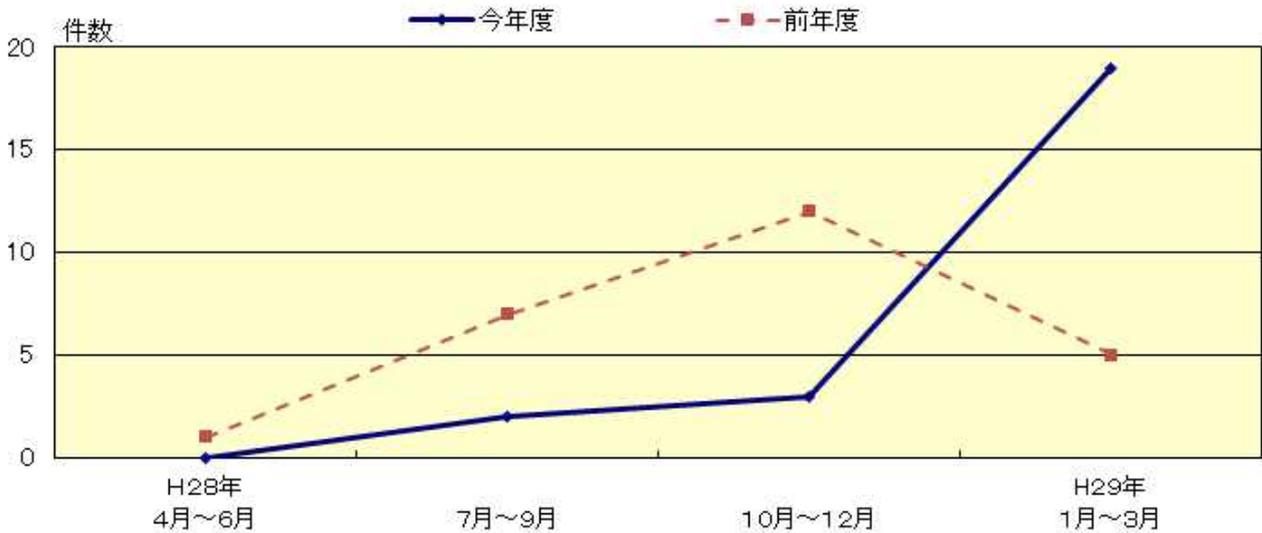
- \* 周囲の田畑が年々荒れていくことが心配。そのうち国産の農産物が消えるのではないか。
- \* 国はもっと農業を重視すべきだ。農協は改革が必要だ。流通を革新し、安価な農産物が流通するようにすべきだ。
- \* 東日本大震災の展示で、提供された福島県産米がとても美味しかった。

## ☆ 子ども相談

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

1月～3月の子ども相談件数は、前期より16件増加し、19件となりました。

図5 子ども相談件数の推移



## ☆ 相談事例（3月分）

**Q** キャベツの歴史について教えてください。また、キャベツを調理して食べてみたら、異臭や苦みを感じました。栽培時に使用された農薬の影響なのでしょうか。

**A**：キャベツは、アブラナ科に属する葉茎菜類です。原産地は、地中海沿岸を中心とした地帯と考えられていて、最初は緩く球を結ぶ軟球の形状だったのが、食用に利用するのに都合の良い品種を選んで栽培しているうちに、硬い球を結ぶ現在の結球キャベツが一般的になりました。

日本へは幕末に伝来し初めは外国人向けとして開港地周辺で栽培されていましたが、それが漸次周辺へ広がり一般的に消費されるようになりました。

キャベツには、イソチオシアネートやポリフェノール等の辛味や苦みを生じる物質が少量含まれています。保管中にこれらの物質が増加することがあり、このことにより、異臭を感じたり、食べた時に苦みを感じる場合があります。

おそらく、この事が原因ではないかと思われます。

(参考資料：「農林水産省「消費者の部屋です」(ぎょうせい)、「キャベツの絵本」(農文協)、「食品図鑑」(女子栄養大学出版部))

## ☆ 相談事例（3月分）

**Q** スーパー等でウインナーソーセージを購入する際、パッケージにJASマークが付されているのを目にしますが、JASマークとはどういう意味か教えて欲しい。

**A**： JAS マーク（日本農林規格）は、品位、成分、性能等の品質を満たす食品や林産物などに付されていますので、消費者が買い物で商品を選択する際に、JAS マークが付いていることを目印にすれば購入時の参考になります。

ウインナーソーセージの場合、JAS マークは、下記の「特級」「上級」「標準」と「特定 JAS」の 4 種類あり、使用できる原料肉の畜種の制限、製品の水分・たん白質・でん粉、などの量、色・味・香りなどの官能検査等によって決められています。

参考として、規格区分の一つである原材料等の決まりについて、ご紹介します。

**【JAS 特級】**原材料については、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。また、でん粉などの結着材料は、一切入っていないこと。

1. 豚肉及び牛肉
2. 豚及び牛の脂肪層
3. 調味料（食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの）、香辛料

**【JAS 上級】**原材料については、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。また、でん粉などの結着材料は 5 %以下でかつ、「でん粉含有率」は 3 %以下であること。

1. 豚肉及び牛肉
2. 豚及び牛の脂肪層
3. 結着材料（でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白および血液たん白）
4. 調味料（食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの）、香辛料

**【JAS 標準】**原材料については、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。また、でん粉などの結着材料は 10 %以下でかつ、「でん粉含有率」は 5 %以下であること。

1. 豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家きん肉及び家兎肉
2. 豚及び牛の脂肪層
3. 結着材料（でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白、血液たん白及び粗ゼラチン）
4. 調味料（食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの）、香辛料

**【特定 JAS】**原材料については、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。また、生産の方法の基準として、塩せき剤又は塩せき液を用いて原料肉を低温（0℃以上 10℃以下の温度をいう。）で 3 日間（72 時間）以上塩せきすることとする。

1. 豚肉及び牛肉
2. 豚及び牛の脂肪層
3. 食塩、砂糖類、蜂蜜
4. 粉乳、牛乳、バター、チーズ、果汁、全卵及び卵黄
5. 香辛料、糖アルコール

（参考資料：農林水産省HP「ソーセージの日本農林規格」「熟成ソーセージの日本農林規格」

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/kikaku\\_itiran.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikaku_itiran.html)

# ☆ 地方の「消費者の部屋」だより

## 北海道農政事務所 消費者コーナー

北海道農政事務所は、JR札幌駅から南へ約6km、車で20分程の場所（札幌市中央区）に位置しており、1階に「消費者コーナー」を設置しています

### 【消費者コーナー】

身近な食生活に関する情報や農林水産省の取組等を消費者の皆様に分かりやすく伝えるため、パネルや食事バランスガイドのフードモデルの展示、パンフレットの配布等を行っています。また、より多くの消費者の皆様へ情報を発信するため、近隣の公共施設等にポスターやパンフレットを設置するアウトリーチ活動を行っています。



### 【移動消費者の部屋】



道内各地で行われる消費生活展にも参加し、食や農などに関する情報の発信に努めています。平成28年10月15日に北ガス文化ホール（千歳市）で開催された「ちとせ消費者まつり2016」では、「パソコンで楽しく学ぼう 農業のこと、食べ物のこと」をテーマに、タッチパネルゲームなどを通じ、家庭での食事について親子で一緒に考える機会となるよう、話題提供を行いました。

平成29年2月21日、白石区複合庁舎のまちづくりイベント広場（札幌市）において、移動消費者の部屋「考えてみよう、災害への備え～いつもの食品でムリなく家庭備蓄～」を開催しました。上手に備蓄するためのポイント等をパネルで紹介するとともに、3日間分の非常食の展示やパンフレット配布を行い、家庭備蓄の重要性を周知しました。



北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課  
〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル  
TEL:011-330-8813 FAX:011-520-3056

# ☆ 消費者の部屋ホームページを御覧ください！

\* 消費者の部屋のホームページ（ <http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html> ）から、さまざまな情報が御覧いただけます。ぜひアクセスしてみてください。

## ◇消費者相談

過去の主な相談事例を掲載しています。

## ◇特別展示の御案内

特別展示のスケジュールや概要について紹介しています。

## 農林水産省ホームページ・トップ

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF). The left sidebar contains a menu with '消費者の部屋' circled in red. A blue speech bubble with the text 'ここをクリック' (Click here) points to this link. A red arrow points from the bottom right towards the '特別展示のご案内' (Special Exhibition Guide) section on the main page.

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。



東京メトロ「霞ヶ関」駅下車。A5、B3a出口すぐ。

平成29年4月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局  
消費者行政・食育課「消費者の部屋」  
担当：渡辺、橋本、吉武

相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

子供相談電話 03-5512-1115

インターネット相談窓口：

<http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>